

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	大成建設株式会社		コード	1801
提出日	2024/5/13	異動(予定)日	2024/6/20	
独立役員届出書の提出理由	社外監査役田代政司氏が定時株主総会終結の時をもって退任し、新たに社外監査役に選任予定の宮内和洋氏を独立役員に指定するため。 新たに社外取締役を選任予定の小出寛子氏を独立役員に指定するため。			
■ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している(※1)				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役/ 社外監査役	独立役員	役員の属性(※2・3)												異動内容	本人の同意					
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l			該当なし				
1	西村 篤子	社外取締役	○													○		有				
2	大塚 紀男	社外取締役	○													△		有				
3	國分 文也	社外取締役	○													△		有				
4	上條 努	社外取締役	○													△		有				
5	小出 寛子	社外取締役	○														○	新任	有			
6	佐藤 康博	社外監査役	○														△		有			
7	大原 慶子	社外監査役	○															○	有			
8	三浦 正充	社外監査役	○																○	有		
9	宮内 和洋	社外監査役	○																	○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明(※4)	選任の理由(※5)
1	—	上記の「役員の属性」は、証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しています。
2	大塚紀男氏は、当社の取締役就任前に、日本精工株式会社の取締役代表執行役社長として経営にあたっていましたが、当社取締役就任以前に同社の執行役を退任されています。また、当社は同社と取引実績があるものの、その取引額の当社連結売上高に占める割合は僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	上記の「役員の属性」は、証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しています。
3	國分文也氏は、当社の取締役就任前に、丸紅株式会社の代表取締役 取締役社長として経営にあたっていましたが、当社取締役就任以前に同社の代表取締役 取締役社長を退任されており、現在は業務執行権限を有さない取締役会長として同社の経営にあたっておられます。また、当社は同社と取引実績があるものの、その取引額の当社連結売上高に占める割合は僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	上記の「役員の属性」は、証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しています。
4	上條務氏は、当社の取締役就任前に、サッポロホールディングス株式会社の代表取締役会長として経営にあたっていましたが、当社取締役就任以前に同社の取締役を退任されています。また、当社は同社と取引実績があるものの、その取引額の当社連結売上高に占める割合は僅少であり、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	上記の「役員の属性」は、証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しています。
5	—	上記の「役員の属性」は、証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しています。
6	佐藤康博氏は、当社の監査役就任前に、株式会社みずほフィナンシャルグループの取締役兼執行役社長として経営にあたっていましたが、当社監査役就任以前に同社の執行役を退任されています。また、同社グループは当社の借入先ですが、当社の同社グループに対する借入れ依存度は顕著なものではないため、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断されることから、概要の記載を省略します。	上記の「役員の属性」は、証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しています。
7	—	上記の「役員の属性」は、証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しています。
8	—	上記の「役員の属性」は、証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しています。
9	—	上記の「役員の属性」は、証券取引所の定める独立性基準に該当せず、一般株主と利益相反の生じるおそれがないと考えられるため、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

--

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- 上場会社又はその子会社の業務執行者
- 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与(社外監査役の場合)
- 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- 上場会社の親会社の監査役(社外監査役の場合)
- 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

以上のa~lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることに留意ください。
※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a~lのいずれかに該当している場合には、その旨(概要)を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。